

政策的随意契約による物品の調達(役務の提供)について(契約後公表)

物品調達について、次のとおり地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定により随意契約を行ったので、石川県財務規則第130条の2第3号の規定により次のとおり公表する。

平成29年 7月 3日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 随意契約した内容

(1) 調達物品(役務)名

石川県立宝達高等学校 学校巡回業務

(2) 調達物品(役務)の規格・数量等

下記履行期間中の

平 日

17時30分～19時30分

長期休業(春休、夏休、冬休) 17時00分～19時00分

2 随意契約の相手方の住所又は所在地及び氏名又は名称

住 所(所在地): 羽咋郡宝達志水町子浦そ18番地1

氏 名(名 称): 公益社団法人 宝達志水町シルバー人材センター

3 契約の相手方とした理由

高年齢者等の雇用の安定等に関する法律に規定するシルバー人材センターであるため

4 契約年月日

平成29年7月1日

5 契約金額

¥302,608

6 担当課

住 所: 羽咋郡宝達志水町今浜1-8-0

所 属: 石川県立宝達高等学校

連絡先: TEL 0767-28-3145 FAX 0767-28-4056